

第39回定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月20日（木曜日）午前10時
株主総会当日は午前9時30分頃からログインいただける予定です。ただし、通信障害等の影響により本株主総会を上記日程で開催することができなかった場合には、予備日として2024年6月20日（木曜日）午後3時より開催いたします。

場所

場所の定めのない株主総会として開催いたします。
※当社所定のウェブサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、4ページ以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	10
事業報告	40
計算書類	55
監査報告	58

株式会社データ・アプリケーション

証券コード 3848

【株主の皆様へ】

- ◆ 本年定時株主総会につきましては、株主の皆様とのコミュニケーションを促進する目的から、前年に引き続きバーチャルオンリー株主総会方式で開催しております。バーチャル株主総会では、議決権を有する株主の皆様におかれまして、ライブ中継をご視聴いただくことによって、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。株主の皆様には、いわゆる「ハイブリッド参加型」のような形式や株主総会事後配信をご視聴いただくのみの場合とは異なり、インターネットを通じて、議決権を行使いただくことや、ご質問いただくこと等が可能となります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、完全オンラインで実施するため、株主様が実際にご来場いただく会場はありません。
- ◆ 本株主総会の議決権行使は、書面又はインターネットによる方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

DAL

Data Applications Company, Limited

証券コード 3848

2024年5月31日

(電子提供措置の開始日 2024年5月27日)

株 主 各 位

東京都中央区八重洲二丁目2番1号

株式会社データ・アプリケーション

代表取締役社長執行役員 安 原 武 志

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.dal.co.jp/ir/meeting.html>

また、上記のほか、下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記東証のウェブサイトで確認の場合、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し、

「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択ください。

加えて、本株主総会は、場所の定めのない株主総会（インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』）といたします。

本株主総会には、株主様が実際にご来場いただける会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、後記の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。

また、当日にご出席されない場合、又はご出席される予定でも通信障害等が発生した場合に備えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、是非ご活用ください。書面又はインターネットによって事前に行使される場合、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月19日（水曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月20日（木曜日）午前10時
株主総会当日は午前9時30分頃からログインいただける予定です。ただし、通信障害等の影響により本株主総会を上記日程で開催することができなかった場合には、予備日として2024年6月20日(木曜日) 午後3時より開催いたします。予備日に開催することとした場合は、当社ウェブサイト (<https://www.dal.co.jp>) において、2024年6月20日（木曜日）午前11時までにはあらためて詳細をご案内いたします。
2. 場 所 場所の定めのない株主総会といたします。
当社所定のウェブサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、4ページ以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。なお、完全オンラインで実施するため、株主様が実際にご来場いただく会場はございません。
3. 目的事項
報告事項 第39期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第5号議案 当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以上

1. 通信障害等により本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、上記記載の予備日である2024年6月20日（木曜日）午後3時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかに当社ウェブサイト (<https://www.dal.co.jp>) でお知らせいたしますので、招集ご通知4ページ以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」に従ってお手続きの上、本総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。
2. 本総会の議事における情報の送受信に用いる通信方法はインターネットによるものとします。
3. 書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本総会において議決権を行使されなかった場合は、書面又はインターネットにより事前に行使された内容を有効として取り扱います。
4. 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
5. 書面とインターネットにより重複して事前に議決権を行使された場合は、日付等により最後に行使された内容を有効として取り扱います。なお、同日等、最後の判断ができない場合には、インターネットによる行使を有効として取り扱います。
6. インターネットにより複数回の事前議決権行使がされた場合は、最後に行使された内容を有効とさせ

ていただきます。

7. 代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願いいたします。手続きの詳細に関しましては、招集ご通知4ページ以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。
8. 電子提供措置事項に修正等が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
9. 本株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
「会社の支配に関する基本方針」
 - ・ 計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

バーチャルオンリー株主総会の運営について

本総会は、インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』です。株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、以下のご案内をご参照いただきオンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。

1. バーチャルオンリー株主総会に当日出席される株主様

(1) 開催日時：2024年6月20日（木曜日）午前10時

※ 通信障害等の発生により本総会を上記日程で開催することが困難となった場合には予備日として2024年6月20日（木曜日）午後3時より開催いたします。予備日に開催することとした場合は当社ウェブサイト（<https://www.dal.co.jp>）において改めて日程等をご案内いたします。

(2) アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/dal-39>



①上記のURLをご入力いただくか、二次元コードを読み込みアクセスしてください。

②接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」及び「ご所有株式数」を画面表示にしたがって入力しログインしてください。

※ その他ご不明点に関しては下記URL よりヘルプページをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

(3) 当日の議決権行使の方法

ログイン後、議長の指示にしたがって視聴画面上の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。

(4) 当日の質問方法

ログイン後、議長の指示に従って視聴画面上の「質問」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご質問はお一人様につき、3問まで、文字数は150文字までとさせていただきます。

(5) 動議の提出方法

動議をご提出される場合には、議長の指示に従って、視聴画面上の「動議」ボタンから動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

(6) 事前質問の方法

以下の期間で事前質問をお受けいたします。

接続先：https://web.sharely.app/e/dal-39/pre_question



- ①上記のURLをご入力いただくか、二次元コードを読み込みアクセスしてください。
- ②接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」及び「ご所有株式数」を画面表示にしたがって入力しログインしてください。
「事前質問受付」サイトより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。
受付期間：2024年5月31日（金）午後6時～2024年6月18日（火）午後6時まで
※ 受付期間終了後にお送りされたご意見・コメント等にはお答えできかねます。
※ すべての事前質問にご回答することが難しい場合、株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に総会当日にご回答させていただく予定です。

2. 当日出席されない株主様

(1) 議決権の事前行使方法

①書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返信ください。

行使期限：2024年6月19日（水曜日）午後6時到着分まで

※ 議決権行使書用紙を投函する前に、「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」及び「ご所有株式数」を、必ずお手元にお控えください。

②インターネットによる議決権行使

7ページの「インターネットによる事前の議決権行使の流れ」をご覧ください。

(2) 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として議決権を行使することができます。ご希望の株主様は株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となります。以下の提出先までご送付ください。

<代理人に関する書類の提出先>

〒104-0028

東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー27階
株式会社データ・アプリケーション 株主総会運営事務局 宛

<ご提出期限>

2024年6月19日（水曜日）午後6時 必着

(3) 事前質問の方法

5ページ「1. (6)事前質問の方法」をご参照ください。

3. ログイン方法に関するお問合せ先

- ・ 問合せ先：システム運営会社(Sharely株式会社)
- ・ 電話番号：03-6683-7661
- ・ 受付日時：2024年6月20日（木曜日）
午前9時～株主総会終結の時まで

以 上

注意事項

- 進行の都合やご質問内容によりすべてのご質問にお答えできない場合がございます。
- 通信障害等への対策として、主回線に加え、予備回線を用意するほか、本総会の冒頭にて通信障害等が発生した場合における延期又は続行の決議を行うことを予定し、また、予備日を設定する方針としております。
- バーチャルオンリー株主総会へのご出席が容易となるよう、スマートフォン端末からも利用可能な専用ウェブサイトを用意し、その利便性を高めるよう努めておりますが、同ウェブサイトからのご出席が困難な株主様には、書面による事前の議決権行使をご推奨申し上げる方針としております。
- 視聴される株主様の通信環境の影響によりライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性があります。
- 株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や、SNSなどでの公開、上映、転載・複製・録画・録音及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- 本総会当日のライブ配信のための撮影は、議長及び当社役員のみとなっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

【機関投資家の皆さまへ】

Sharely株式会社のバーチャル株主総会支援システム「Sharely」より議決権行使を行うことが可能ですので、下記URLまたは二次元コードからご対応ください。

常任代理人による代理行使申込フォーム

https://web.sharely.app/e/dal-39/proxies/application_form



ご不明点等ございましたら下記ウェブサイトへアクセスいただき、記載の説明をご参照ください。

常任代理人による議決権行使について

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/14134411083031>



インターネットによる事前の議決権行使の流れ

1. 以下のURLあるいは二次元コードからバーチャル株主総会のログイン画面へアクセスしてください。

https://web.sharely.app/e/dal-39/pre_vote



2. お手持ちの議決権行使書をご参考の上、ログイン画面にて必要な情報を入力しログインしてください。

株主番号
<input type="text" value="例) 012345678"/>
郵便番号
<input type="text" value="例) 150-0044"/>
保有株式数
<input type="text" value="例) 1000"/>
<input type="button" value="ログイン"/>

所有株式数
各簿は現在のご所有株式数 <input type="text" value="株"/>
議決権の数 <input type="text" value="株"/>
<input type="button" value="議決権の数は1株元ごとに1票となります。"/>
お願い
1. 当り株主総会にご出席の際は、議決権行使用紙を会場受付へご提出ください。
2. 当りご出席がな場合は、議決権行使用紙に署名をご表示のうえ、お郵送にて返送ください。
3. 電子ご出席において、投票票の一部の欄につき別添の用紙を併用していただく場合は、株主総会年次総会の候補者番号をご記入ください。
株主番号 <input type="text"/>
株主番号 <input type="text"/>

3. セキュリティおよび株主様の保護のため
キャプチャ認証がございます。
表示された9つの写真から適切なものを
選び、確認してください。



4. 事前受付期間において、
議案ごとに賛成、反対又は棄権を行使することができます。

定時株主総会 - 事前行使フォーム

事前行使期間
2023/04/20 09:00:00 - 2023/04/27 18:00:00

第1号議案 定款一部変更の件
 賛成 反対 棄権

第2号議案 取締役2名選任の件 **全て賛成**

山田 太郎
 賛成 反対 棄権

田中 良子
 賛成 反対 棄権

送信する

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第39期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき25円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は155,356,550円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月21日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の目的

機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款変更案のとおり、規定を新設するものです。

2. 変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(剰余金の配当等) 第44条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を支払う。	(剰余金の配当等の決定機関) 第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(新設)	(剰余金の配当の基準日) 第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (2) 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(中間配当金) 第45条 (条文省略)	(中間配当金) 第46条 (現行どおり)
(剰余金の配当等の除斥期間) 第46条 (条文省略)	(剰余金の配当等の除斥期間) 第47条 (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会から、当事業年度における業務執行状況及び業績を踏まえ、各候補者は当社取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	やすはら たけし 安原武志 (1966年3月20日生)	1989年4月 日商エレクトロニクス株式会社入社 1995年4月 日本オラクル株式会社入社 2009年4月 当社入社 2009年6月 営業本部長 2010年4月 執行役員営業本部長 2015年6月 取締役就任 2020年4月 代表取締役社長執行役員就任（現任）	31,780株
2	かねこ たかあき 金子貴昭 (1962年7月10日生)	1986年4月 NOK株式会社入社 1990年1月 デジタルテクノロジー株式会社入社 2003年8月 株式会社アマナ入社 2006年9月 当社入社 2009年4月 執行役員経営管理本部長 2015年4月 執行役員経営企画管理本部長 2016年5月 株式会社鹿児島データ・アプリケーション監査役就任 2019年6月 取締役就任（現任） 2023年7月 常務執行役員経営企画管理本部長（現任）	22,718株
3	いわした まこと 岩下誠 (1965年6月25日生)	1987年4月 三武情報ビジネス株式会社入社 1990年3月 株式会社コンピュータパック（現 株式会社サイプレス・ソリューションズ）入社 1995年8月 当社入社 2018年4月 執行役員カスタマーサービス本部長 2020年4月 執行役員技術本部長（現任） 2020年6月 取締役就任（現任） 2021年10月 技術探求室長（現・NP開発室長） 2024年4月 NP開発室長（現任）	55,840株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 安原武志氏を取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要として、同氏は長年にわたり当社の営業部門を中心に管掌し、2020年4月から代表取締役として経営を担っており、当社の業務執行に貢献できると判断したことにあります。
3. 金子貴昭氏を取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要として、同氏は長年にわたり当社の経営企画管理部門を管掌し、2019年6月から取締役として経営の一翼を担っており、当社の業務執行に貢献できると判断したことにあります。
4. 岩下誠氏を取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要として、同氏は長年にわたり当社の技術系部門に従事・管掌し、2020年6月から取締役として経営の一翼を担っており、当社の業務執行に貢献できると判断したことにあります。
5. 当社は、各候補者との間で会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、各候補者との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	浅野昌孝 (1963年8月29日生)	1989年10月 中央監査法人(みすず監査法人へ改称) 入所 1993年 4月 公認会計士登録 2002年 4月 公認会計士浅野昌孝事務所開所(現在) 2002年 5月 税理士登録 2006年10月 あると監査法人(現・あると築地有限責任監査法人) 設立 社員就任 2010年 5月 あると築地監査法人(現・あると築地有限責任監査法人) 理事長就任(現在) 2014年 6月 当社監査役(非常勤) 就任 2016年 6月 当社取締役(監査等委員) 就任(現在)	13,000株
2	本村健 (1970年8月22日生)	1997年 4月 弁護士登録、岩田合同法律事務所入所 2003年10月 Stepote & Johnson LLP (Washington) 勤務 2007年 6月 学校法人大妻学院、大妻女子大学・監事 2009年 1月 岩田合同法律事務所 パートナー(現任) 2015年 4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 2016年 6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2019年 4月 東京大学客員教授 2020年 4月 東京大学大学院法学政治学研究科 非常勤講師 2023年 6月 学校法人大妻学院・社外理事(現任) 2023年 6月 大井電気株式会社・社外取締役(監査等委員)(現任) 2023年12月 株式会社トッパンフォトマスク・社外監査役(現任)	16,200株

(注) 1. 当社は、本村健氏が所属する岩田合同法律事務所との間に顧問契約を締結しております。浅野昌孝氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 浅野昌孝氏と本村健氏の両氏は、社外取締役候補者であります。

3. 浅野昌孝氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての長年の識見と経験が、当社の監査等委員である社外取締役として当社監査体制に活かされ、当社監査体制の強化につなげることができると判断したことにあります。
4. 本村健氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験が、当社の監査等委員である社外取締役として当社監査体制に活かされ、当社監査体制の強化につなげることができると判断したことにあります。
5. 浅野昌孝氏及び本村健氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。なお、浅野昌孝氏は、2014年6月から2016年6月まで当社社外監査役でありました。
6. 当社は、浅野昌孝氏及び本村健氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、浅野昌孝氏及び本村健氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、浅野昌孝氏及び本村健氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
9. 当社は、浅野昌孝氏及び本村健氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社の社外役員の独立性判断基準に基づき、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。なお、当社は、本村健氏が所属する岩田合同法律事務所との間で顧問契約を締結しておりますが、その取引額の売上高に占める割合は2024年3月期で、当社及び同事務所のいずれにおいても1%未満となっており、東京証券取引所の定めに基づいた当社の社外役員の独立性判断基準に照らして、同氏の社外取締役としての独立性に影響を与えないと考えております。

(ご参考) 取締役のスキル・マトリックス (本株主総会において各候補者が選任された場合)

取締役の選任については、人格・識見に優れ、当社の取締役として相応しい豊富な経験・専門性を有する人物を候補者としております。

取締役候補者の指名候補者の指名にあたっては、下記の方針・手続に則り、指名・報酬諮問委員会にて事前
に諮問の上、その答申を最大限尊重して取締役会で決定しております。

なお、下記の一覧表は本株主総会における取締役選任議案がすべて原案どおり、ご承認いただける場合を前提に作成しております。各取締役の有するすべての知見・経験を表すものではなく、代表的と思われるスキルを表したものです。

	属性	経営	セールス・マーケティング	研究開発・R&D	財務・会計	法務・リスク管理	IT・デジタル・DX	人材育成
安原 武志	取締役	○	○				○	○
金子 貴昭	取締役	○			○	○		○
岩下 誠	取締役	○		○			○	○
板野 泰之	社外取締役 監査等委員 独立委員	○				○	○	○
浅野 昌孝	社外取締役 監査等委員 独立委員	○			○			○
本村 健	社外取締役 監査等委員 独立委員	○				○		○

・ 取締役候補者の指名にあたっての方針と手続

当社は電子商取引及びデータ連携ソフトウェアの開発・販売・サポートと、そのバリュー・チェーンを支えるマーケティング・研究開発・営業及びコーポレート部門で発揮されるスキルが、当社取締役に備えられるべきスキルであると考えております。また、当社以外の経営経験等により、大所高所からのアドバイスが可能な、専門的な知見を有した人材を社外取締役に登用しており、各取締役のそれぞれのスキルを組み合わせ、企業価値の更なる向上を目指しております。

第5号議案 当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2023年4月18日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）を導入し、同年6月20日開催の当社第38回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました（以下、現行の対応策を「現プラン」といいます。）現プランの有効期限は、2024年6月20日開催予定の当社第39回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結時までとなっております。

当社では、現プラン導入後も、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、その在り方について引き続き検討してまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、2024年5月15日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において、株主の皆様よりご承認をいただくことを条件として、現プランの一部変更を行った上で、当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）として継続すること（以下、継続後の対応方針を「本プラン」といいます。）を、社外取締役3名（いずれも監査等委員）を含む取締役全員の一致により決議いたしましたので、お知らせいたします。本プランの継続に当たり、本プランの対象となる当社株式の買付け等の範囲を画する株主の共同協調関係（下記Ⅲで定義されます。）が樹立されたか否かを判定するための基準の具体化及び本プランの有効期間を3年としたほか、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的内容は現プランと同一であります。

つきましては、本プランのご承認を株主の皆様をお願いするものであります。

I 会社の支配に関する基本方針

（当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為等であっても、研究開発型企業である当社（グループ）の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付行為等の提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付行為等の提案の中には、例えば、共同研究等に関するものを含むステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、研究開発型企業である当社（グループ）の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、研究開発型企業である当社（グループ）の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような提案において、大規模買付行為等により、研究開発型企業である当社（グループ）の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれが存する場合など、研究開発型企業である当社（グループ）の企業価値向上又は株主共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、大規模買付者（下記Ⅲで定義されます。以下同じです。）は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、

法令等及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、研究開発型企业である当社（グループ）の企業価値向上及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置を講じる必要があると考えています。

Ⅱ 基本方針の実現に資する取組み

1. 当社の企業価値及び株主共同の利益向上に向けた取組み

（1）当社の経営理念及び経営方針

当社は、「未来情報社会創造はひとりひとりの喜びから」を経営理念として掲げ、お客様ひとりひとりの喜びを私たちひとりひとりの喜びとし、この喜びが未来情報社会を創造する力となる企業でありたいと考えています。これを実現するために、「革新や進歩を目指した経営」「社会及びお客様に対する貢献」「株主様に対する貢献」「社員の幸福を実現する経営」を行ってまいります。

「革新や進歩を目指した経営」

：常にお客様の声を受け止め、企業成長に果敢にチャレンジします。

「社会及びお客様に対する貢献」

：常に高い倫理観を持ち社会に対する責任を持つとともに、ソフトウェア製品の研究開発とサービスにより社会発展に貢献します。

「株主様に対する貢献」

：企業価値向上のための経営を行います。

「社員の幸福を実現する経営」

：社員が最も活躍できる環境及び各人の特性と個性を活かした活躍の場を用意するとともに社員と共に仕事を通じて喜びを分かち合い、社員に対し公正に処遇します。

上記経営理念のもと、「データと一緒にワクワクする未来へ！」をありたい姿として定義し、社会インフラを支えるソフトウェアを提供することで、社会の利便性や生産性向上の実現を目指してまいります。この目的を達成するべく、中期ビジョンとして「個人と組織がともに成長し続けるDIGITAL WORKを実現する」を掲げ、経営方針として取り組んでおります。

（2）中期経営計画に基づく企業価値向上への取組み

2024年5月13日公表の中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）では、経営方針に基づく事業戦略として「個人と組織がともに成長し続けるDIGITAL WORKを実現する」をテーマに、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現すべく「事業領域の拡大・開拓」「収益安定性の向上」「人的資本経営の推進」を3つの柱として定めています。

事業領域の拡大・開拓

：データ連携市場の更なる拡大に加えて、新たにコラボレーション市場への進出を実施するとともに、研究開発や技術探求、他社との協業、M&Aや海外展開等により、新たな市場開拓を行い、事業領域の拡大・開拓を行うこと

収益安定性の向上

：全ライセンスのサブスクリプション化やサービス型ビジネスの拡充を実行するとともに、全社での業務効率を高めることで、収益安定性の向上を目指すこと

人的資本経営の推進

：優秀な人材の獲得、人材育成の強化をはじめ、持続的成長の根幹である人材への投資を実施するとともに、労働環境の整備等、ウェルビーイングの推進を実施すること

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、中期経営計画の最終年度である2027年3月期の計数計画を、

- ・売上高 3,300百万円
- ・EBITDA 700百万円
- ・リカーリング比率：80%

※EBITDA＝営業利益＋償却費＋株式報酬費用

とするとともに、財務方針を以下のとおり、

- ・ROE：15%以上
- ・DOE：3.5%水準の維持
- ・配当下限額：25円

とし、開発・営業活動、投資を継続して積極的に実施して、これらの達成に努めてまいります。

なお、中期経営計画の詳細につきましては、2024年5月13日に開示いたしました資料をご参照ください。

2. コーポレートガバナンスに関する取組み

(1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとする各ステークホルダーの信頼に足る経営の実現のために、経営の迅速性、正確性及び公平性が企業の姿勢として求められていると認識しています。これらの期待に応え、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、社会からの信頼を得るとともに企業価値の継続的な向上を実現するため、コーポレートガバナンス体制の強化を図っています。

(2) 企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会及び監査等委員会を設置しております。取締役会は、社内取締役3名、社外取締役3名の計6名で構成されており、月1回の定時取締役会開催に加えて、緊急な意思決定が必要な場合に随時、臨時取締役会を開催しております。さらに、取締

役及び執行役員等による経営会議を月1回開催し、各部門の業務執行状況の管理と情報の共有化を図っています。取締役会は、経営の基本方針、法令・定款で定められた事項及び経営に関する重要事項等に関する決議を行い、取締役の業務の執行を管理・監督する権限を有しています。なお、取締役のうち半数の3名が独立社外取締役です。

当社の監査等委員会は、社外取締役3名で構成されており、取締役会における経営監督機能の強化を目的として、独立した立場からの意見による牽制等、経営の意思決定における健全性や透明性の確保に努めています。

また、当社は経営の意思決定・監督と業務執行を分離した経営体制を構築するべく執行役員制度を導入しています。

Ⅲ 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容）

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記Ⅰ「会社の支配に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、現プランを一部変更した上で、「当社株式の大規模買付行為等への対応方針(買収への対応方針)」として継続するものです。具体的には、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような当社株式の大規模買付けや、当社の株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがある当社株式の大規模買付けを抑止すること、また、株主の皆様が大規模買付けに応じて当社株式を譲渡すべきか否かを判断するため、あるいは、当社取締役会が大規模買付けに関して提示された条件よりも有利な条件を交渉によりもたらしたりするために必要な情報や時間を確保すること等を可能とすることを目的としております。

当社は、上記Ⅰ「会社の支配に関する基本方針」のとおり、最終的には株式の大規模買付行為等の提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。しかしながら、株主の皆様にご適切な判断を行っていただくためには、その前提として、研究開発型企業である当社（グループ）固有の事業特性等を十分に踏まえていただいた上で、当社（グループ）の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切に把握していただくことが必要であると考えます。そして、大規模買付者による当社の株式の取得が当社（グループ）の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様にご適切な判断を行っていただくためには、当社（グループ）固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該大規模買付者による株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。また、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付者に対して事前に必要な情報の提供及び交渉のための期間の確保を求めることによって、大規模買付けに応じて当社株式を譲渡すべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、大規模買付けに関して提示された条件よりも有利な条件を交渉によりもたらしたりするために必要な情報や時間を確保すること等を可能とし、もって、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランとして継続することといたしました。

なお、2024年3月31日現在の当社の大株主の状況は別紙1のとおりです。現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大規模買付けを行う旨の提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付け等

本プランは、以下の①、②若しくは③に該当する行為又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が承認したものを除き、以下「大規模買付行為等」といいます。）を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が、27%以上となる買付けその他の取得
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵を行う者の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が27%以上となる公開買付け
- ③ 上記①又は②に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者⁸に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（以下「共同協調関係」といいます。）⁹を樹立する行為¹⁰（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が27%以上となるような場合に限ります。）

1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「保有者」をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。

4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。

5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定される「公開買付け」を意味するものとします。以下同じです。

6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。

7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定される「特別関係者」を意味するものとします。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じです。

8 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき「共同保有者」とみなされるものを含みます。

9 共同協調関係が樹立されたか否かの判定は、共同協調関係認定基準（別紙3。ただし、独立委員会は法令の改正又は裁判例の動向等に照らし、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。）に基づいて行うものとします。

10 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、上記③の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

大規模買付行為等を行い、又は行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が対抗措置の不発動を決議するまでの間、大規模買付者は、大規模買付行為等を開始してはならないものとします。

3. 独立委員会の設置

当社取締役会は、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、その判断の客観性及び合理性を担保することを目的として、独立委員会を設置します（独立委員会規程の概要につきましては、別紙4をご参照ください。）。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役又は社外有識者（実績のある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任します（本プラン継続時点における独立委員会の委員の氏名及び略歴につきましては、別紙5をご参照ください。）。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、専ら当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点から大規模買付行為等について慎重に評価・検討を行った上で、当社取締役会に対し、対抗措置を発動することの是非についての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非について判断することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

4. 大規模買付者による必要情報の提供

（1）意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下

「意向表明書」といいます。)を日本語で提出していただきます。意向表明書には、上記誓約文言に加え、以下の事項を記載していただきます。

なお、意向表明書のほか、(2)に定める必要情報その他の本プランに従って大規模買付者と当社の間でやりとりされる全ての書面、メール、ファクシミリ等における使用言語は日本語に限ります。

(i)大規模買付者の概要

(イ)氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ)代表者、取締役(又はそれに相当する役職。)それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴

(ハ)会社等の目的及び事業の内容

(ニ)直接・間接の大株主又は大口出資者(持株割合又は出資割合上位10名)及び実質株主(出資者)の概要

(ホ)国内連絡先

(ヘ)設立準拠法

(ト)主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれらの主要出資先に対する持株割合ないし出資割合

(ii)大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(iii)大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要(大規模買付者が大規模買付行為等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等¹¹その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。))を含みます。)

11 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される「重要提案行為等」をいいます。

(2) 必要情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為等を評価・検討するために必要と考える情報(以下「必要情報」といいます。)の提供を要請するリスト(以下「必要情報リスト」といいます。)を交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報では当社取締役会及び独立委員会による評価・検討等のために十分ではないと認めた場合には、適宜合理的な期限を定めた上で、大規模買付者に対して、追加的に必要情報の提供を要求することがあります。必要情報の追加提供の要求は、必要情報として必要かつ十分な情報が提供されるまで、繰り返し行うことができますが、最終の回答期限日(以下「最終回答期限日」といいます。)は、必要情報として必要かつ十分な情報が提供されたと判断されない場合においても、大規模買付者が必要情報リストを受領した日から

起算して60日を超えないものとします（ただし、大規模買付者からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。）。

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合及び必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、当社取締役会が、当社株主の皆様の判断のために必要であると判断した場合には、適切と判断される時期に、提供された必要情報の全部又は一部を開示します。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為等の目的及び内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要（名称、資本関係、沿革、役職者の経歴・経験、事業内容、財務内容等）
- ② 大規模買付行為等によって達成しようとする目的（意向表明書に記載の目的の詳細）
- ③ 大規模買付行為等の方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対価の種類及び金額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、買付け予定の株券等の数及び大規模買付行為等後における株券等保有割合、大規模買付行為等の適法性を含みます。）
- ④ 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- ⑤ 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡がある場合にはその内容及び当該第三者の概要
- ⑥ 大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の担保契約等の具体的内容
- ⑦ 大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑧ 大規模買付行為等完了後に実施を予定する当社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、想定している経営者候補等
- ⑨ 大規模買付行為等完了後における当社の株主（大規模買付者を除きます。）、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者等に対する対応方針
- ⑩ 大規模買付行為等完了後に実施を予定する当社の企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社の企業価値を向上させることの根拠
- ⑪ 反社会的組織ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容
- ⑫ 大規模買付行為等のために投下した資本の回収方針

5. 取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと当社取締役会が判断した日又は最終回答期限日のうちいずれか早い日が到来した後、大規模買付者が行う大規模買付行為等の方法が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、その他の方法による大規模買付行為等の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。いずれの場合においても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的な理由を大規模買付者に通知するとともに株主の皆様に対して開示します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、評価・検討の内容等を含め公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件について交渉し、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

6. 大規模買付行為等が実施された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合

当社取締役会は、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該大規模買付者による大規模買付行為等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるものとみなして、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を講じることがあります。当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として新株予約権の無償割当て（別紙6をご参照ください。）とします。ただし、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

(2) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合

大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為等に反対であったとしても、当該大規模買付行為等についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為等に対する対抗措置は講じません。大規模買付行為等に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為等及び当社が提示する当該大規模買付行為等に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、別紙7に掲げる事由により、大規模買付行為等が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、当社取締役会は、例外的措置として、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、上記（1）記載の対抗措置の発動を決定することができるものとします。

7. 対抗措置の発動に係る手続

当社取締役会は、上記6.において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、あるいは、取締役の善管注意義務に照らして株主の皆様意思を確認することが適切と判断した場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認するための株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議することがあります。なお、株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点をもって終了するものとします。株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の各決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示します。

8. 対抗措置の発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、大規模買付者が大規模買付行為等の撤回又は変更を行った場合等対抗措置の発動が適切でないとして判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うものとします。対抗措置としての新株予約権無償割当てについて、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為等の撤回又は変更を行う等対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権無償割当てを行う日（以下「割当期日」といいます。）の前日までの間は、当該新株予約権無償割当てを中止することとし、また、新株予約権無償割当ての割当期日後においては、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、当社が当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）

することにより、対抗措置の発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従い、適時適切に開示いたします。

9. 本プランの有効期限、廃止・変更

本プランは、本定時株主総会での決議をもって同日から発効することとし、有効期限は、2027年6月開催予定の第42回定時株主総会の終結時までとします。

ただし、本プランは、有効期間中であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるという観点から、本プランの有効期間中であっても随時見直しを行い、株主総会でご承認をいただいた上で、本プランの変更を行うことがあります。

このように、当社取締役会が本プランについて廃止又は変更の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示いたします。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、法令、裁判例、ガイドライン、金融商品取引所規則等の新設又は改廃を踏まえて本プランを修正し、又は変更することが適切と判断する場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切と判断する場合等、株主の皆様へ不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

IV 本プランが株主・投資家に与える影響等

1. 本プランが株主・投資家に与える影響等

本プランは、株主の皆様が大規模買付けに応じて当社株式を譲渡すべきか否かを判断するため、あるいは、当社取締役会が大規模買付けに関して提示された条件よりも有利な条件を交渉によりもたらしたりするために必要な情報や時間を確保すること等を可能とすること等を目的としております。当社取締役会の大規模買付行為等に関する意見や大規模買付行為等の提案に対する代替案等については、その決定に至った取締役会の評価・検討等の内容も含めて公表します。

これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為等にどのような対応をとるかについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することにつながるものと考えます。従いまして、本プランに定める手続は、株主及び投資家の皆様が必要な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲの6.において述べたとおり、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守するか否かにより大規模買付行為等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

2. 対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従って、当該決定について適時適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（別紙6の第7項において定めるものをいいます。以下同じです。）以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置が発動され、新株予約権無償割当てが行われる場合には、無償割当ての対象となる株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権の取得と引換えに新株予約権者に対して当社株式を交付する内容の取得条項を付した新株予約権を無償で割り当てられることとなります。その後、当社が、当該取得条項により新株予約権の取得の手続をとる場合には、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が対抗措置の発動の停止等を決定し、当社が新株予約権無償割当ての中止又は割り当てた新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者については、本プランに定める手続を遵守しない場合や、本プランに定める手続を遵守した場合であっても、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が本プランに定める手続に違反することがないように予め注意を喚起するものです。

3. 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続

対抗措置が発動され、新株予約権無償割当てが行われる場合には、無償割当てを受ける株主の皆様は引受けの申込みを要することなく割当期日に新株予約権の割当てを受け、また、当社が、新株予約権の取得と引換えに新株予約権者に対して当社株式を交付する内容の取得条項を付した新株予約権の取得の手続をとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合、当社は新株予約権無償割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者を含む特定株主グループに属する者ではないこと等を誓約していただくため、当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てを行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に基づき、適時適切にその旨について開示いたします。

V 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものでないことについて

1. 買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針—企業価値向上と株主利益の確保に向けて—」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）を充足しております。また、東京証券取引所が2021年6月11日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5 いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記Ⅲの1.において記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような当社株式の大規模買付けや、当社の株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがある当社株式の大規模買付けを抑止すること、また、株主の皆様が大規模買付けに対してどのような対応をとるべきかを判断するため、あるいは、当社取締役会が大規模買付けに関して提示された条件よりも株主にとってできる限り有利な取引条件を交渉によりもたらしたりするために必要な情報や時間を確保すること等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

3. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の本プランの運用に関する重要な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

4. 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件として発効することとしております。また、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会に対する諮問に加え、独立委員会の勧告を踏まえ株主の皆様意思を直接確認することが適切と判断するときは、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様意思を確認することとしております。従って、本プラ

ンに基づく対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

5. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲの9. において記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の監査等委員である取締役以外の取締役の任期は1年となっており、任期が2年の監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

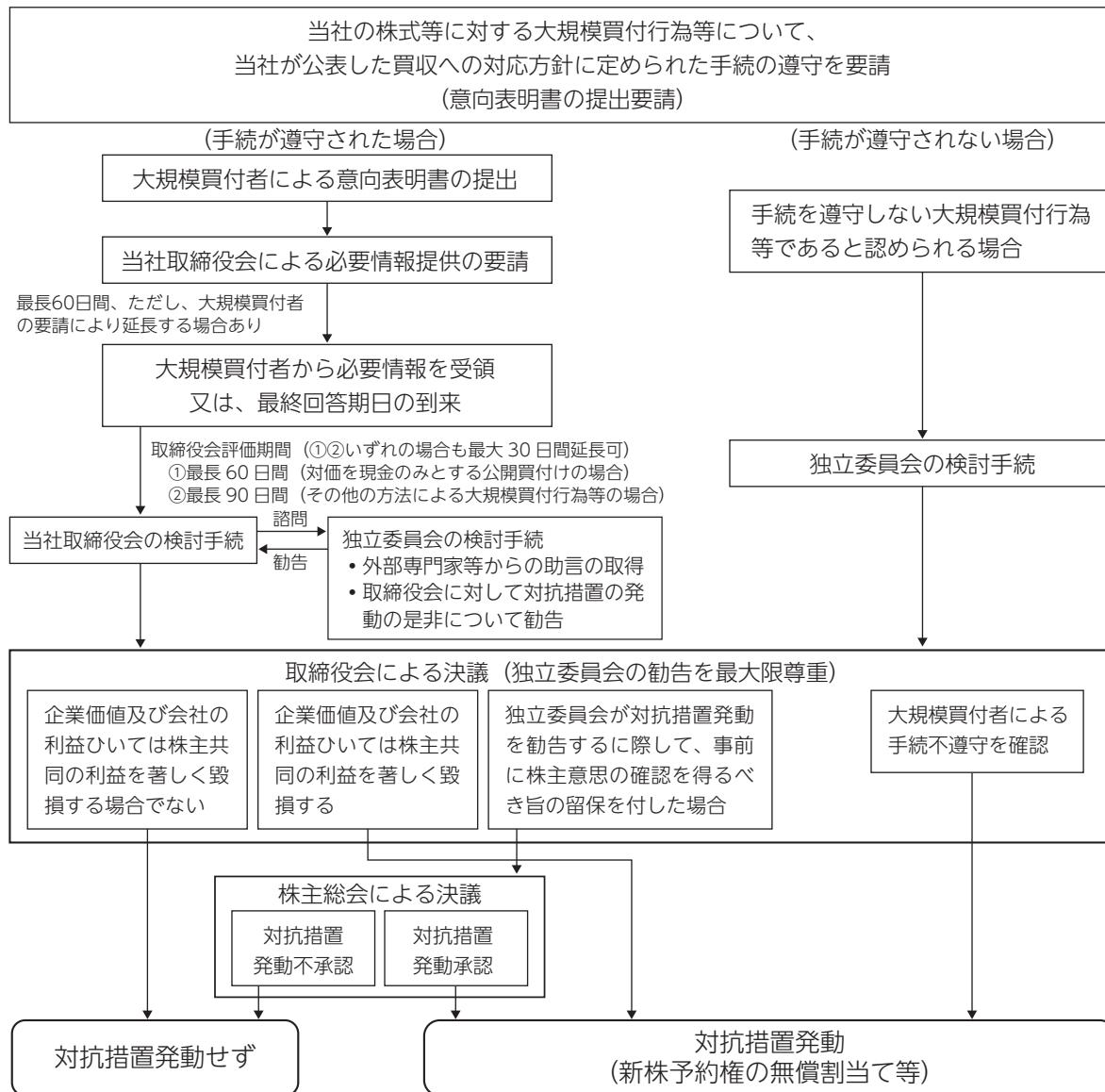
当社の大株主の状況

2024年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	当社への出資状況	
	持株数(株)	持株比率(%)
橋本 慶太	736,000	11.84
株式会社UH Partners 2	568,200	9.14
光通信株式会社	452,800	7.28
株式会社UH Partners 3	448,400	7.21
武田 好修	435,800	7.01
中野 直樹	383,100	6.16
津賀 暢	220,200	3.54
株式会社アドバンスト・メディア	204,200	3.28
ジィスクシステム株式会社	178,000	2.86
株式会社エスアイエル	143,600	2.31

※ 当社は自己株式(1,199,738株)を保有しておりますが、上記大株主の記載からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

本プランについてのフローチャート



(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

共同協調関係認定基準

※共同協調関係が樹立されたか否かの認定に際しては、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。）について、下記の各項目の要素に加え、買収者との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。

※以下「買収者」には、「買収者」の親会社又は子会社（買収者を含め、以下「買収者グループ」という。）、買収者グループの役員・主要株主を含むものとする。

認定の対象者において、

1. 対象会社の株式を取得している時期が、買収者による対象会社の株式の取得又は重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
2. 取得した対象会社株式の数量が相当程度の数量に達しているか
3. 対象会社の株式の取得を開始した時期が、買収者による株式の取得の開始、対象会社に対する経営支配権の取得・重要提案行為等を行うこと等の意向の表明など、買収者の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、又は対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、買収者の行動に関連するイベントと近接しているか
4. 市場における対象会社株式の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして対象会社株式を取得しているなど、買収者による対象会社の株式取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
5. 買収者が株式を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株式を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が買収者のそれと重なり合っているか
6. 上記5.の重なり合う期間において、当該他の会社（買収者とともにその者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が買収者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
7. 上記5.記載の当該他の上場会社において、認定対象者及び買収者（並びに認定対象者以外の者で買収者と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値のき損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特別注

意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行等)が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値のき損のおそれほどの程度か

8. 買収者との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
9. 買収者との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか
10. 対象会社に対する株主権（共益権）の行使が買収者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この10.を唯一の根拠として「共同協調関係」が樹立されたと認定してはならないものとする。）
11. 対象会社の事業や経営方針に関する言動等が買収者のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この11.を唯一の根拠として「共同協調関係」が樹立されたと認定してはならないものとする。）
12. その代理人やアドバイザーが、買収者のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び／又は親族関係その他の人的関係があるなど、買収者との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
13. その他、買収者との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、その判断の客観性及び合理性を担保することを目的として、当社取締役会の諮問機関として設置される。
2. 独立委員会の委員（以下「独立委員」という。）は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役又は社外有識者（実績のある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、当社社外取締役であった独立委員が社外取締役でなくなった場合（社外取締役として再任された場合を除く。）には、独立委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 独立委員会は、各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - ① 対抗措置の発動又は不発動(対抗措置の発動の可否についての株主総会への付議の実施を含む。)
 - ② 対抗措置の停止等又はそれらに類する事項
 - ③ 取締役会評価期間の延長
 - ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
8. 各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
9. 独立委員会は、必要に応じて、大規模買付者、当社の取締役、従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する説明及び帳票類の提出を求めることができる。
10. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会の委員の氏名及び略歴

本プラン継続時の独立委員会の委員は、以下の3名です。

氏名 (生年月日)	略歴
板野 泰之 (1957年2月19日生)	1980年4月 野村コンピュータシステム株式会社（現・株式会社野村総合研究所）入社
	2005年4月 同社執行役員サービス・産業システム事業本部 副本部長
	2009年4月 同社常務執行役員サービス・産業システム事業 本部長兼関西支社長、中部支社長
	2014年6月 同社取締役専務執行役員コーポレート部門担当、リスク管理、コンプライアンス担当
	2015年4月 同社代表取締役専務執行役員コーポレート部門担当、リスク管理、コンプライアンス、健康経営担当
	2016年4月 同社代表取締役専務執行役員コーポレート部門管掌
	2017年4月 同社取締役就任
	2017年6月 当社取締役（監査等委員）就任
	2018年6月 当社取締役（常勤監査等委員）就任（現任）
	2018年9月 株式会社FIXER取締役就任
	2020年6月 ヤマシンフィルタ株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任）
2020年6月 株式会社ヨータイ社外取締役就任	

氏名 (生年月日)	略歴
浅野 昌孝 (1963年8月29日生)	1989年10月 中央監査法人（みずず監査法人へ改称）入所 1993年 4月 公認会計士登録 2002年 4月 公認会計士浅野昌孝事務所開所（現任） 2002年 5月 税理士登録 2006年10月 あると監査法人（現・あると築地有限責任監査法人） 設立 社員就任 2010年 5月 あると築地監査法人（現・あると築地有限責任監査法人） 理事長就任（現任） 2014年 6月 当社監査役（非常勤）就任 2016年 6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）
本村 健 (1970年8月22日生)	1997年 4月 弁護士登録、岩田合同法律事務所入所 2003年10月 Steptoe & Johnson LLP (Washington,D.C.) 勤務 2007年 6月 学校法人大妻学院、大妻女子大学・監事 2009年 1月 岩田合同法律事務所 パートナー（現任） 2015年 4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 2016年 6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） 2019年 4月 東京大学客員教授 2020年 4月 東京大学大学院法学政治学研究科非常勤講師 2023年 6月 学校法人大妻学院・社外理事（現任） 2023年 6月 大井電気株式会社・社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年12月 株式会社トッパンフォトマスク・社外監査役（現任）

- (注) 1. 当社は、本村健氏が所属する岩田合同法律事務所との間に顧問契約を締結しております。その他の者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、上記各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の割当て総数

新株予約権の割当て総数は、新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で新株予約権の無償割当てをします。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（大規模買付者の共同保有者及び特別関係者並びに当社取締役会が下記(1)及び(2)のいずれかに該当すると合理的に認定した者をいいます。ただし、予め当社取締役会が同意した者を除きます。）でないこと等を行使の条件として定めます。詳細については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (1) 特定株主グループに属する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
- (2) 特定株主グループに属する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者との間にその一方が他方を実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

8. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、上記7. の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が所有する新株予約権を取得し、これと引き替えに新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、上記7. の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として、金銭の交付は行わないこととします。新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が対抗措置の発動を中止した場合、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社の株券等の高値売り抜けをする目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
5. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9. 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
10. その他1. から9. までの準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、経済活動正常化に伴う好調なインバウンド需要や価格転嫁の進展などを背景に、需要の回復が続くなかで円安進行や海外経済の減速、物価上昇による需要減やコスト増、人手不足の深刻化などへの警戒感が台頭し、経済全体での先行きは引き続き不安定かつ不透明な状況が続いております。

この経営環境下、当社は中期経営計画において、「変革への挑戦」を掲げ、「DX（デジタルトランスフォーメーション）をはじめとした新たな市場の開拓」「既存事業の周辺市場への展開」「リカーリングビジネスの推進」「優秀な人材の採用・育成」の4つの基本方針を推進することで、データ・インテグレーション（データ連携）の領域においてリーダーとなり、企業のDXに大きな貢献を果たすことを目標としてまいりました。

中期経営計画の最終年度となる当事業年度は、持続的な成長の実現に向け、新しいサービス・価値を提供し続けるため、「新規ビジネス：DX実現への挑戦」「既存ビジネス：収益の最大化」「人材の獲得と育成」「企業力強化の取り組み」の4つの重点施策を掲げ推進しております。

当事業年度は、エンタープライズ・データ連携プラットフォームの最新版「ACMS Apex1.8」やデータハンドリングプラットフォームの最新版「RACCOON2.6」を発売するなど、継続的に製品をバージョンアップするとともに、データ連携市場に向け、サブスクリプション販売を推進し、更なる収益性安定を目指しました。また、株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズやセンコー情報システム株式会社をはじめとした合計4件の事例公開など、製品の拡販への取り組みを積極的に行いました。

新規ビジネス創出を担うNP開発室においては、2024年7月サービスリリースに向け、プロダクト開発、Webサイトの準備を行うなど事業領域拡大に向けた取り組みを行ってまいりました。

更に、当社の企業認知度向上のため、TV CMをはじめ、メディア上でのタイアップ記事広告や、メディア主催のデータ連携・DX関連のセミナーに参加するなど大規模な広告宣伝を行いました。

加えて、人材の価値を最大限に引き出すための人的資本経営の一環として、当期重点施策「人材の獲得と育成」を達成するための施策の一つとして、採用サイトを全面的に刷新いたしました。また「企業力強化の取り組み」の一環として、東京ミッドタウン八重洲にオフィスを移転しております。

今後もこの流れを継続し、需要拡大が見込まれる製品の開発・販売、新規事業・新サービスの創出、他社との提携やM&Aなど、積極的に推進してまいります。

継続実施しておりますサブスクリプション販売強化は順調に推移しており、サブスクリプション売上高は、2021年3月期実績の約4.5倍（2024年3月単月の売上高は、2021年3月単月

の売上高の4倍超)まで伸ばいたしました。

これらの結果、当事業年度の経営成績は、売上高は2,919百万円(前期比16.9%増)、営業利益は549百万円(前期比13.2%増)、経常利益は570百万円(前期比14.6%増)、当期純利益は493百万円(前期比137.3%増)となりました。

当社の事業は、データ交換系ミドルウェア等の企業の業務プロセスを支える基盤型ソフトウェア製品等の開発・販売・保守及びこれらソフトウェア製品の導入や運用を支援するサービス等の提供を行う単一セグメントのソフトウェア関連事業であります。なお、売上区分別の状況は、次のとおりであります。

イ. リカーリング(※)

売上高総額は、2,079百万円(前期比11.4%増)となりました。

これは、サブスクリプション売上が堅調に推移したことが主な要因であります。

ロ. パッケージ(※)

売上高総額は、821百万円(前期比33.8%増)となりました。

これは大型案件をパッケージ(売り切り)にて受注したこと、想定を上回るバージョンアップ案件を複数受注し、今期一過性の特需が発生したことが主な要因であります。

ハ. サービスその他

売上高総額は、17百万円(前期比16.4%増)となりました。

これは、ソフトウェア製品販売に付随するサービスの提供が増加したことが要因であります。

※リカーリングとは、継続的なサービス提供から得られる収益のこと。ソフトウェアのメンテナンス売上とサブスクリプション売上などを含んでおります。

※パッケージとは売り切りの収益のこと。

売上区分別の売上高実績は、次のとおりであります。

売 上 区 分	売 上 高	構 成 比
リカールング	2,079百万円	71.2%
パ ッ ケ ー ジ	821百万円	28.2%
サ ー ビ ス そ の 他	17百万円	0.6%
合 計	2,919百万円	100.0%

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は182,238千円(資産除去債務を含まず、リース資産を含む。)であり、その主な内容は以下のとおりであります。なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

- ・ 本社移転における建物及び建物附属設備への投資
- ・ 本社移転におけるオフィス家具、コンピュータ機器等の設備への投資

- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当社は、2023年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社鹿児島データ・アプリケーションを吸収合併いたしました。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第36期 (2021年3月期)	第37期 (2022年3月期)	第38期 (2023年3月期)	第39期 (当事業年度) (2024年3月期)
売上高(千円)	2,024,422	2,301,419	2,496,409	2,919,072
経常利益(千円)	199,172	453,778	497,724	570,398
当期純利益(千円)	152,136	318,691	208,050	493,697
1株当たり当期純利益(円)	25.19	52.52	34.04	80.47
総資産(千円)	4,566,895	4,827,150	5,222,926	6,007,739
純資産(千円)	3,627,428	3,789,404	3,985,122	4,569,306
1株当たり純資産額(円)	599.66	620.77	651.56	743.08

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を第36期の期首から適用しております。
2. 当社は、2023年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 当社は第38期より株式給付信託(J-ESOP)を導入しており、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に、株式給付信託(J-ESOP)に残存する当社株式を含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、株式給付信託(J-ESOP)に残存する当社株式を含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

当社は、2023年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社鹿児島データ・アプリケーションを吸収合併いたしました。

これにより、当事業年度末日において子会社について、該当はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、ソフトウェア製品の開発・販売・保守を中核事業とする研究開発型の企業集団であり、今後の事業成長において、以下の項目を対処すべき課題と認識し、企業価値の向上に取り組んでまいります。

① 市場動向への対応

企業間のデータ交換である電子商取引は、従来通信網からインターネット通信網を利用した電子商取引へ転換し、さらに企業間データ交換も含めたシステムの全体最適化を目指して、分散化する企業内のシステム間のプロセス連携、データ連携といったデータ統合需要が拡大することが予想されます。従いまして、当社では、当該分野に対してのソフトウェア製品の開発及び販売を強化し、売上の拡大を図ってまいります。

② 研究開発体制の強化

当社は、研究開発型企業集団であり、市場における製品の優位性を確保し向上し続けることが経営の重要な課題となっております。これを担う研究開発業務が抱える課題としては、「研究開発の効率化」、「品質管理の強化」が挙げられます。従いまして、研究開発業務プロセスの改善や製品開発における標準化技法の改善を推進するとともに、他企業との共同研究や共同開発等にも柔軟に対応可能な体制とすべく、今後の事業成長のための研究開発基盤の強化を行っていく方針であります。

③ 人材の確保と育成

当社は、ソフトウェア製品の開発・販売・保守を主たる事業として行っておりますので、ソフトウェア製品の研究開発のための高度な専門技術や知識を有する技術者が必要不可欠となっております。従いまして、事業の状況に応じて、適時、適切な人材を確保していくことは重要であり、当社では、計画的な採用活動を通じて新卒採用及び中途採用を実施し、優秀な人材の確保に注力していく方針であります。また、人材育成面においても、教育研修を計画的に実施し、専門性の高い技術者の育成に取り組んでおります。

④ 業務提携・資本提携等

近時の情報技術の発展・進化やそれに伴う顧客要望の変化等、事業環境の変化は著しいものがあります。当社は、これらの環境変化に迅速に対応し市場における競争力を維持・強化する

ために、事業展開の速度を重視し、必要に応じた他企業との業務提携あるいは資本提携等を実施することも課題と認識し、課題解決に向けて取り組んでおります。

(5) **主要な事業内容** (2024年3月31日現在)

当社の事業は、データ交換系ミドルウェア等の企業の業務プロセスを支える基盤型ソフトウェア製品等の開発・販売・保守及びこれらソフトウェア製品の導入や運用を支援するサービス等の提供を行う単一セグメントのソフトウェア関連事業であります。

なお、売上区分別の内容は、次のとおりであります。

売 上 区 分	内 容
リカールング	サブスクリプションモデルのストック型収益及び年間契約に基づくソフトウェア製品のメンテナンスサービス等
パッケージ	データ交換系ミドルウェア等の基盤型ソフトウェア製品の開発及び販売
サービスその他	ソフトウェア製品に関連した他社製品の仕入販売及び教育サービス等

(6) **主要な営業所** (2024年3月31日現在)

名 称	住 所
本 社 鹿 児 島 オ フ ィ ス	東京都中央区 鹿児島県鹿児島市

(7) **使用人の状況** (2024年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
136名	36名増	43.0歳	10.6年

- (注) 1. 上記使用人数は就業人員（契約社員を含んでおります。）であり、臨時使用人（派遣等）は含んでおりません。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて36名増加しておりますが、その主な理由は、当社の完全子会社であった株式会社鹿児島データ・アプリケーションを2023年4月1日を効力発生日として当社へ吸収合併したことに伴う事業再編によるものであります。

(8) **主要な借入先の状況** (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他株式会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 14,400,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 7,414,000株 |
| ③ 単元株式数 | 100株 |
| ④ 株主数 | 1,899名 |
| ⑤ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
橋本 慶太	736,000	11.84
株式会社 U H Partners 2	568,200	9.14
光通信株式会社	452,800	7.28
株式会社 U H Partners 3	448,400	7.21
武田 好修	435,800	7.01
中野 直樹	383,100	6.16
津 賀 暢	220,200	3.54
株式会社 アドバンスト・メディア	204,200	3.28
ジィスクシステム株式会社	178,000	2.86
株式会社 エスアイエル	143,600	2.31

- (注) 1. 当社は自己株式を1,199,738株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑥ 当該年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	対象者
取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く)	16,320株	3名
取締役 (監査等委員)	—	—

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「(2)会社役員の状況 ⑥取締役の報酬等」に記載しております。

⑦ その他株式に関する重要な事項

イ. 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2023年7月18日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて、下記のとおり決議し、実施いたしました。

処分の目的及び理由に関しては次のとおりです。

当社は、2021年5月18日開催の取締役会において、対象取締役に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とした新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2021年6月22日開催の第36回定時株主総会において、本制度に基づき、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与することにつき、ご承認をいただいております。

払込期日	2023年8月18日
処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 16,320株
処分価額	1株につき 857円
処分価額の総額	13,986千円
割当先	対象取締役 3名 16,320株

(2) 会社役員状況

① 取締役状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	安原武志	
取締役 常務執行役員	金子貴昭	経営企画管理本部長
取締役 執行役員	岩下誠	技術本部長
取締役 (常勤監査等委員)	板野泰之	ヤマシンフィルタ株式会社社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	浅野昌孝	公認会計士浅野昌孝事務所所長 あると築地有限責任監査法人理事長
取締役 (監査等委員)	本村健	岩田合同法律事務所パートナー 学校法人大妻学院社外理事 大井電気社外取締役 (監査等委員) 株式会社トッパンフォトマスク社外監査役

- (注) 1. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために取締役板野泰之氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 取締役 (常勤監査等委員) 板野泰之氏は、社外取締役であります。同氏はリスク管理及びコンプライアンス並びにIT技術等、様々な部門における豊富な経験と見識を有しております。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役 (監査等委員) 浅野昌孝氏は、社外取締役であります。同氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 (監査等委員) 本村健氏は、社外取締役であります。同氏は弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しております。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。当社は、同氏が所属している岩田合同法律事務所との間で顧問契約を締結しておりますが、その取引額の売上高に占める割合は2024年3月期で、当社及び同事務所のいずれにおいても1%未満となっており、東京証券取引所の定めに基づいた当社の社外役員の独立性判断基準に照らして、同氏の社外取締役としての独立性に影響を与えないと考えております。

5. 当社は執行役員制度を導入しており、2024年3月31日現在の執行役員の役職・担当業務は次のとおりであります。

氏名	役職・担当業務
安原武志	社長執行役員
金子貴昭	常務執行役員経営企画管理本部長
岩下誠	執行役員技術本部長
下山勝義	執行役員営業本部長
高田哲也	執行役員コンサルティング本部長

- ② 事業年度中に退任した取締役
該当事項はありません。
- ③ 責任限定契約の内容の概要
当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額としております。
- ④ 補償契約の内容の概要等
当社は、取締役安原武志氏、金子貴昭氏及び岩下誠氏、取締役（監査等委員）板野泰之氏、浅野昌孝氏及び本村健氏と、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。
- ⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者である取締役がその職務執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。

⑥ 取締役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年3月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等の内容の決定に関する方針は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役報酬は、当社グループの企業価値の持続的な向上への適切な動機づけを図るために、基本報酬としての固定報酬、当該事業年度の連結業績を反映する業績連動報酬、中長期の企業価値向上に向けたインセンティブとしての株式報酬によって構成するものとし、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、透明性・公正性・合理性を確保するための措置を講ずるものとする。

b. 固定報酬について

固定報酬は、職責及び役位等に応じて定めるとし、業績、業種や規模等に応じてベンチマークする他社の水準、経営環境等を勘案して、適宜見直すものとする。

c. 業績連動報酬について

事業年度ごとの業績向上へのインセンティブを付与するため、業績連動報酬は、業務執行を行う取締役を対象とし、各事業年度の連結売上高及び連結営業利益を業績指標として、予め定めた目標値に対する達成度に応じて変動する係数を用いて算出する。

d. 株式報酬について

取締役の報酬として、企業価値の持続的な向上への適切な動機づけを図るため、譲渡制限付株式報酬を付与する。譲渡制限期間は取締役退任のときまでとし、当社取締役会が正当と認める理由がある場合等を除き、当社株式の全部を無償取得するものとする。付与株式数は、定時株主総会において承認される額及び株式数の範囲内で、役位、職責、株価等を踏まえ、後述の報酬の種類ごとの割合の決定に関する方針に従い算定する株式数とする。

e. 報酬の種類ごとの割合の決定に関する方針

固定報酬、業績連動報酬、株式報酬の配分比率は、企業価値の持続的な向上に寄与するための、最も適切な割合となることを方針とする。

f. 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

固定報酬は毎月支給し、業績連動報酬及び株式報酬は定時株主総会終了後に開催する取締役会においてその額及び株式数を決定した上で、毎年一定の時期に付与する。

g. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任

取締役に対する報酬等の配分等については、取締役会の決議により決定する。当該決定に際しては、独立社外取締役を委員長とし、その過半数を独立社外取締役により構成する指名・報酬諮問委員会が報酬方針及び報酬水準について審議の上、取締役会に対して答申を行い、当該答申に沿って行うものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	106,037 (-)	67,999 (-)	25,049 (-)	12,987 (-)	3 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	26,400 (26,400)	26,400 (26,400)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外取締役)	132,437 (26,400)	94,399 (26,400)	25,049 (-)	12,987 (-)	6 (3)

(注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第31回定時株主総会において、年額300,000千円以内(但し、使用人給与は含まない。)と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち、社外取締役は1名)であります。

また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月22日開催の第36回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として年額30,000千円以内、株式数の上限を年15千株以内(監査等委員である取締役は付与対象外)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は3名であります。なお、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の

普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には分割比率または併合比率に応じて当該総数を調整するとしており、当社は、2023年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、連結売上高及び連結営業利益であり、その実績は「1. 会社の現況に関する事項 (1)当事業年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は、当社グループの業態より、業績を指し示すものとして最も適切な指標であるからであります。
3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬に基づく当該事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第31回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち、社外取締役は2名）です。
5. 監査等委員でない取締役の報酬等について、指名・報酬諮問委員会及び監査等委員会にて検討・審議しましたが、特に指摘すべき点はございませんでした。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）板野泰之氏は、ヤマシンフィルタ株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社は、ヤマシンフィルタ株式会社との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）浅野昌孝氏は、公認会計士浅野昌孝事務所の所長であります。当社は、公認会計士浅野昌孝事務所との間に特別の関係はありません。
また、同氏はあると築地有限責任監査法人の理事長であります。当社は、あると築地有限責任監査法人との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）本村健氏は、岩田合同法律事務所のパートナーであります。当社は、岩田合同法律事務所との間に顧問契約を締結しております。また、同氏は学校法人大妻学院の社外理事、大井電気株式会社の社外取締役（監査等委員）及び株式会社トッパンフォトマスクの社外監査役であります。当社は、学校法人大妻学院、大井電気株式会社及び株式会社トッパンフォトマスクとの間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等委員)	板野泰之	<p>当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。リスク管理及びコンプライアンス並びにIT技術等に関する経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度において開催された監査等委員会14回の全てに出席いたしました。監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。</p>
取締役 (監査等委員)	浅野昌孝	<p>当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度において開催された監査等委員会14回の全てに出席いたしました。監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。</p>
取締役 (監査等委員)	本村健	<p>当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度において開催された監査等委員会14回の全てに出席いたしました。監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。</p>

(3) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人は、2023年6月20日開催の第38回定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記とは別に、2023年6月20日付けで当社の会計監査人を退任した有限責任 あずさ監査法人に対して、引き継ぎ業務に関する報酬1,500千円を支払っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる事象が判明し、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任した場合は、監査等委員会が選定した監査等委員が解任後最初の株主総会において解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に提案いたします。

④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項
金融庁が2023年12月26日付で発表した懲戒処分の概要

イ. 処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ. 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・ 処分理由に該当することとなった重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

ハ. 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,339,775	流 動 負 債	1,133,574
現金及び預金	4,149,902	買掛金	59,245
売掛金	140,356	未払金	351,153
前払費用	45,493	未払法人税等	89,154
その他	4,022	未払消費税等	27,418
固 定 資 産	1,667,964	前受金	563,319
有形固定資産	234,116	預り金	19,990
建物	160,068	株主優待引当金	5,000
工具、器具及び備品	5,500	リース債務	15,546
リース資産	68,546	その他	2,745
無形固定資産	30,945	固 定 負 債	304,858
ソフトウェア	30,125	長期借入金	59,306
ソフトウェア仮勘定	820	長期未払金	42,567
その他	0	資産除去債務	75,338
投資その他の資産	1,402,903	リース債務	60,722
投資有価証券	1,241,753	繰延税金負債	66,923
差入保証金	127,733	負 債 合 計	1,438,432
その他	33,415	純 資 産 の 部	
資 産 合 計	6,007,739	株 主 資 本	4,266,794
		資本金	430,895
		資本剰余金	422,091
		資本準備金	340,895
		その他資本剰余金	81,196
		利 益 剰 余 金	3,993,695
		利益準備金	2,770
		その他利益剰余金	3,990,925
		繰越利益剰余金	3,990,925
		自 己 株 式	△579,887
		評価・換算差額等	302,511
		その他有価証券評価差額金	302,511
		純 資 産 合 計	4,569,306
		負 債 純 資 産 合 計	6,007,739

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,919,072
売上原価	798,616
売上総利益	2,120,456
販売費及び一般管理費	1,570,680
営業利益	549,776
営業外収益	
受取配当金	17,626
雑収入	2,193
その他	1,643
営業外費用	
支払利息	714
雑損	126
経常利益	570,398
特別利益	
抱合せ株式消滅差益	55,856
特別損失	
災害義援金	5,000
事務所移転費用	5,271
税引前当期純利益	615,982
法人税、住民税及び事業税	135,356
法人税等調整額	△13,071
当期純利益	493,697

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	430,895	340,895	74,296	415,191	2,770	3,636,682	3,639,452	△602,012	3,883,525
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△139,453	△139,453		△139,453
当期純利益						493,697	493,697		493,697
自己株式の処分			6,900	6,900				7,085	13,986
株式給付信託による 自己株式の処分								15,039	15,039
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）									-
事業年度中の変動額合計	-	-	6,900	6,900	-	354,243	354,243	22,125	383,269
当 期 末 残 高	430,895	340,895	81,196	422,091	2,770	3,990,925	3,993,695	△579,887	4,266,794

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	101,597	101,597	3,985,122
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△139,453
当期純利益			493,697
自己株式の処分			13,986
株式給付信託による 自己株式の処分			15,039
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	200,914	200,914	200,914
事業年度中の変動額合計	200,914	200,914	584,183
当 期 末 残 高	302,511	302,511	4,569,306

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

株式会社データ・アプリケーション
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	村	憲	一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西	村	大	司	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社データ・アプリケーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

株式会社データ・アプリケーション 監査等委員会

監査等委員 (常勤) 板野泰之 ㊟

監査等委員 浅野昌孝 ㊟

監査等委員 本村健 ㊟

- (注) 監査等委員板野泰之、浅野昌孝及び本村健は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上